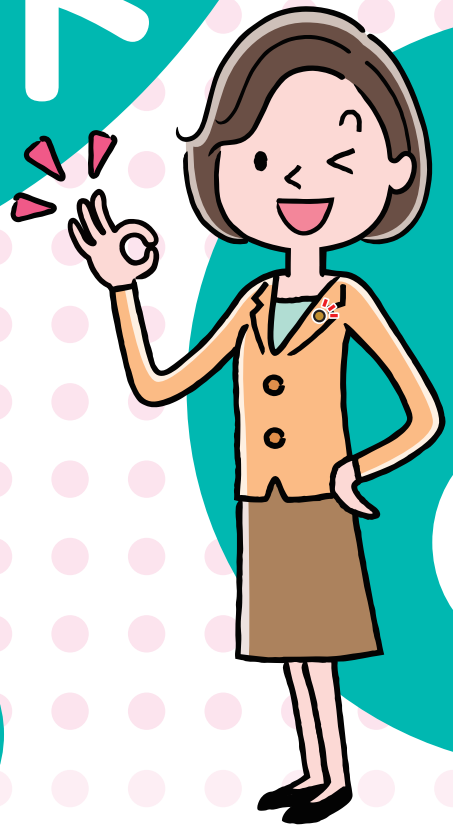


Q&A

令和4年分

年末調整の 実務ガイド

パソコン・スマホで
視聴できる
解説動画付き



はしがき

最近の税制改正により、年末調整の手続は複雑になってきています。特に令和になってからは、給与所得控除から基礎控除への控除額の振替、ひとり親に対する措置、所得金額調整控除の導入等があり、年末調整のときに提出が必要な申告書の種類も増えました。

年末調整の計算は、ソフトウェアを使って行うことが多いと思いますが、年税額の計算の仕組みや改正事項についての理解は必要です。また、所得控除や税額控除の適用要件についての知識がなければ、正しい控除を適用することができず、誤った計算結果を導いてしまうかもしれません。

本冊子は、煩雑に感じられる年末調整手続について、Q & A形式で、できる限り細かな論点は省き、基本的な流れと実務上必要となる事項を取り上げています。

年末調整実務に本冊子をお役立ていただければ幸いです。

目次

Q1	年末調整の手順は？	2
Q2	年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は？	4
Q3	年末調整の対象になる人は？	6
Q4	年末調整の対象となる給与は？	8
Q5	所得金額調整控除とは？	10
Q6	〈年末調整で適用できる所得控除①〉扶養控除	12
Q7	〈年末調整で適用できる所得控除②〉障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生控除	14
Q8	扶養控除等申告書のチェックポイントは？	16
Q9	〈年末調整で適用できる所得控除③〉基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除	20
Q10	基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書のチェックポイントは？	22
Q11	〈年末調整で適用できるその他の所得控除〉生命保険料控除・地震保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・社会保険料控除	26
Q12	年末調整で住宅ローン控除を適用するときの注意点は？	30
Q13	年末調整手続の電子化とは？	34
資料1	令和4年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	37
資料2	令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表など	46
資料3	令和4年分 年末調整チェック表	48

●本冊子では、各書類を次のとおり記載しています。

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書：扶養控除等申告書

給与所得者の基礎控除申告書：基礎控除申告書

給与所得者の配偶者控除等申告書：配偶者控除等申告書

給与所得者の保険料控除申告書：保険料控除申告書

給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書：住宅借入金等特別控除申告書

（注）本冊子の内容は、令和4年9月15日現在の法令等に基づいています。なお、本冊子中の生年月日の記載は、令和4年分の年末調整を前提としています。

Q1

年末調整の手順は？

年末調整の手順と年末調整に必要な書類の種類を教えてください。

A

年末調整の手順と年末調整に必要な書類（①～⑥）は、次のとおりです。

手順1 「①扶養控除等申告書」の記載内容の確認

手順2 各種控除に対応する申告書の受理、記載内容の確認

② 所得金額調整控除申告書*
③ 保険料控除申告書
④ 配偶者控除等申告書*
⑤ 基礎控除申告書*
⑥ 住宅借入金等特別控除申告書

* 所得金額調整控除申告書、配偶者控除等申告書、基礎控除申告書は、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」として1つの様式にまとめられています。

手順3 年調年税額の計算

手順4 過不足額の精算

→[Q2]参照

解説

手順1 扶養控除等申告書の記載内容の確認

扶養控除等申告書は、毎年最初の給与支払日の前日までに、役員や従業員（以下「従業員等」といいます。）から提出を受ける書類です。年の中で申告内容に異動が生じたときには、そのつど異動申告を受けることになっています。

年末調整は、**扶養控除等申告書**を提出している人について行います。よって、年末調整を行う時までには、対象者全員から**扶養控除等申告書**が提出されているかを確認し、提出していない従業員等がいる場合には提出するよう依頼します。また、すでに提出を受けている**扶養控除等申告書**の記載内容について確認し、異動があると思われる人からは異動申告を受けておく必要があります。

■ 異動申告が必要なケース（例）

- 源泉控除対象配偶者が増加又は減少した（結婚、配偶者の就職等）
- 控除対象扶養親族が増加又は減少した（退職、結婚、死亡等）
- **所得者本人**が障害者、ひとり親、寡婦、勤労学生に該当することとなった
- 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなった

手順2 各種控除に対応する申告書の受理、記載内容の確認

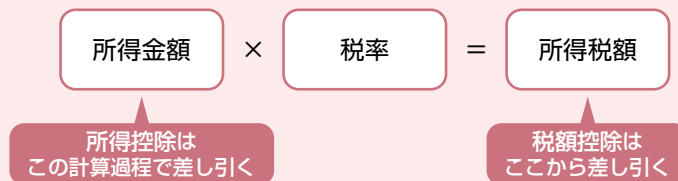
年末調整では、2種類ある所得金額調整控除のうちの1つ及び15種類ある所得控除のうちの12種類について適用を受けることができます。税額控除のうち年末調整で適用を受けることができるのは、住宅ローン控除のみです。

なお、従業員等が年末調整で所得控除及び税額控除の適用を受けるには、各控除に対応する申告書を勤務先に提出する必要があります。提出が求められる申告書と各控除との関係は、次のとおりです。

申告書	適用を受ける各種の控除	
所得金額調整控除申告書 (→[Q10]参照)	所得金額調整控除 (→[Q5]参照)	
扶養控除等申告書 (→[Q8]参照)	<ul style="list-style-type: none"> 扶養控除 (→[Q6]参照) 障害者控除 (→[Q7]参照) ひとり親控除 (→[Q7]参照) 寡婦控除 (→[Q7]参照) 勤労学生控除 (→[Q7]参照) 	所得控除
保険料控除申告書 (→[Q11]参照)	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険料控除 地震保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 社会保険料控除 (給与や賞与から天引きされていない社会保険料がある場合) 	
配偶者控除等申告書 (→[Q10]参照)	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除 (→[Q9]参照) 配偶者特別控除 (→[Q9]参照) 	
基礎控除申告書 (→[Q10]参照)	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 (→[Q9]参照) 	
住宅借入金等特別控除申告書 (→[Q12]参照)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除 (→[Q12]参照) 	

コラム 所得控除と税額控除

所得控除と税額控除は、年税額の計算において控除するタイミングが異なります。所得控除は、所得金額を計算する過程（税率を掛ける前の段階）で控除します。一方、税額控除は、所得金額に税率を掛けて算出された所得税額から控除します。



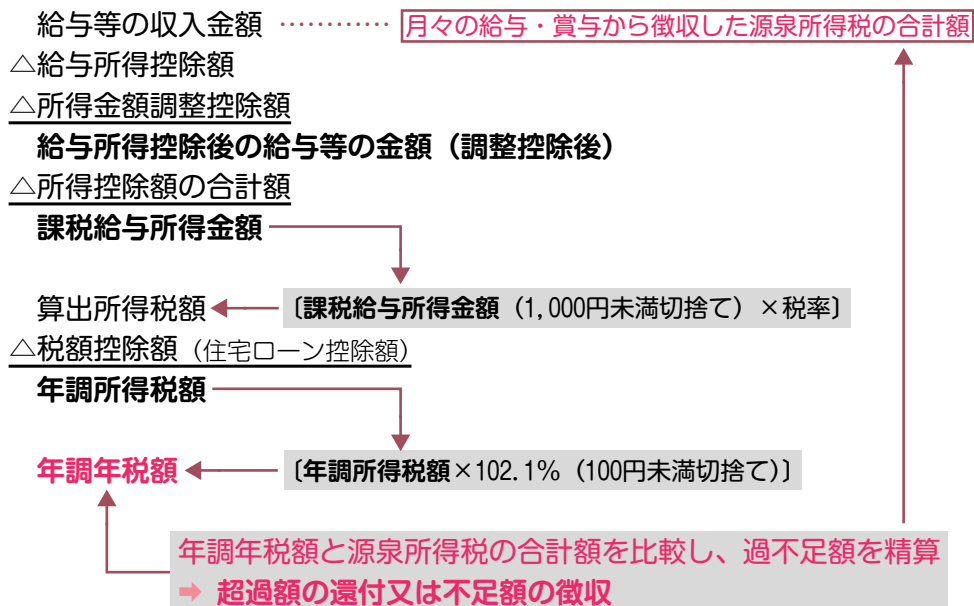
Q₂

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は？

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法について教えてください。

A

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は、次のとおりです。



解説

(1) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与等の収入金額」とは、令和4年1月から12月までの間に支給した給与と賞与の合計額です。社会保険料や源泉所得税を控除する前の金額で、非課税となる通勤手当等は除きます。

「給与等の収入金額」から給与所得控除額（⇒資料2参照）を差し引いて、給与所得控除後の給与等の金額を計算します。実務的には「令和4年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（⇒資料1参照）」を使って金額を求めます。

なお、所得金額調整控除申告書（⇒Q10参照）が提出されている場合には、さらに所得金額調整控除（⇒Q5参照）を差し引いて給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を求めます。

(2) 課税給与所得金額の計算

従業員等から提出された各申告書の内容に基づいて、所得控除額の合計額を計算します。

①で求めた給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から所得控除額の合計額を差し引いて課税給与所得金額（1,000円未満切捨て）を求めます。

従業員等が年末調整で適用を受けられる所得控除は、Q1で示した12種類です。

(3) 年調所得税額の計算

〔2〕で求めた課税給与所得金額に、「令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（→資料2参照）」を適用して算出所得税額を計算します。

住宅借入金等特別控除申告書（→〔Q12〕参照）が提出されている場合には、算出所得税額から税額控除額（住宅ローン控除額）を差し引いて年調所得税額を計算します。

(4) 年調年税額の計算と過不足額の精算

年調年税額は、所得税と復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計額です。そこで、〔3〕で求めた年調所得税額に102.1%を掛けて年調年税額（100円未満切捨て）を求めます。

最後に、年調年税額と月々の給与・賞与から徴収した源泉所得税の合計額を比較し、過不足額を精算します。

■ 過不足額の精算例

年調年税額①	徴収した源泉所得税の合計額②	過不足額の精算（①－②）
150,000円	200,000円	△50,000円（超過額）→還付
150,000円	130,000円	20,000円（不足額）→徴収

コラム 所得税の税率

所得税の税率は、分離課税のものを除くと5%から45%までの7段階の超過累進税率（所得が多くなるにつれ、税負担が増える仕組みの税率）です。

課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%
195万円を超え 330万円以下の金額	10%
330万円を超え 695万円以下の金額	20%
695万円を超え 900万円以下の金額	23%
900万円を超え 1,800万円以下の金額	33%
1,800万円を超え 4,000万円以下の金額	40%
4,000万円を超える金額	45%

〔計算例〕 課税される所得金額が600万円の場合
 $195万円 \times 5\% + (330万円 - 195万円) \times 10\% + (600万円 - 330万円) \times 20\%$
 $= 77.25万円$

*「令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（→資料2参照）」は、超過累進税率の仕組みを速算表として表したものです。速算表を使って計算しても、下記のとおり、計算結果は同じになります。
 $600万円 \times 20\% - 42.75万円 = 77.25万円$

Q3

年末調整の対象になる人は？

年途中で退職した人についても年末調整をするケースがあると聞きました。年末調整の対象になる人とならない人を具体的に教えてください。

A

年末調整の対象になる人は、本年最後の給与や賞与(以下「給与等」といいます。)を支払う時まで、**扶養控除等申告書を提出している人**のうち、本年中に支払うべきことが確定した**給与等が2,000万円以下の人**です。

なお、年途中で退職した人のうち、退職してから年末までの間に、他から給与等の支払を受けないと見込まれる人も年末調整の対象になります。

解説

(1) 年末調整の対象になる人・ならない人

年末調整の対象になる人とならない人をまとめると、次のとおりです。

年末調整の対象になる人	<p>扶養控除等申告書を提出している人のうち、次のいずれかに該当する人（⑤から⑪に該当する人は除きます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1年を通じて勤務している人 ② 年途中で就職し、年末まで勤務している人 ③ 年途中で退職した人のうち、次に該当する人 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 死亡退職した人 (イ) 著しい心身の障害のため退職した人で、退職の時期からみて、その年中に再就職することが明らかに不可能と認められる人 (ウ) 12月中に支給期の到来する給与等の支払を受けた後に退職した人 (エ) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、次の要件を満たしている人 <ul style="list-style-type: none"> ・その年中に支払を受ける給与等の総額が103万円以下であること ・退職後その年中に他から給与等の支払を受ける見込みがないこと ④ 年途中で1年以上の予定で海外転勤した人
年末調整の対象にならない人	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 扶養控除等申告書を提出していない人 ⑥ 本年中の主たる給与等の収入金額が2,000万円を超える人 ⑦ 年途中で退職した人のうち、③以外の人 ⑧ 2か所以上から給与等の支払を受けている人で、他の勤務先に扶養控除等申告書を提出している人（乙欄給与の人） ⑨ 非居住者（日本に住所又は1年以上の居所のない人）に該当する人 ⑩ 継続して同一の雇用主に雇用されない人（日雇い労働者等） ⑪ 災害減免法の規定により、源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

Q13

年末調整手続の電子化とは？

年末調整の電子化が進んでいると聞きました。電子化の対象書類と電子化の具体的な内容を教えてください。

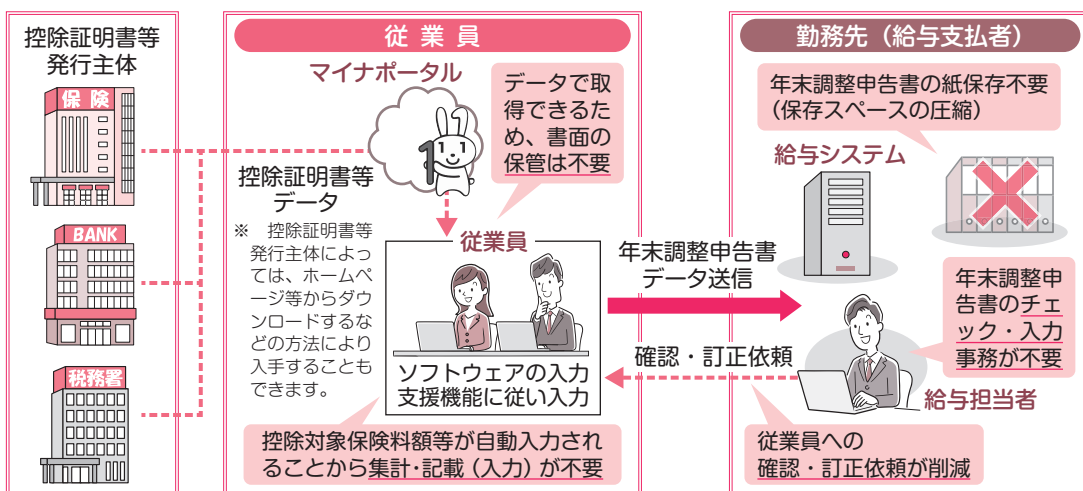
A

年末調整手続の電子化とは、年末調整手続を電子データで処理することをいいます。年末調整関係書類のうち、電子データによって提供を受けられるものは次のとおりです。

申告書関係	<ul style="list-style-type: none"> 扶養控除等申告書 配偶者控除等申告書 保険料控除申告書 住宅借入金等特別控除申告書 基礎控除申告書 所得金額調整控除申告書
控除証明書関係	<ul style="list-style-type: none"> 保険料控除証明書（生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料、小規模企業共済等掛金*、社会保険料*） 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書** 借入金の年末残高等証明書** <p>* 令和4年10月1日以降、提供を受けられるようになっています。</p> <p>** 対象家屋への居住年が平成31年（令和元年）以後の場合に限られます。</p>

年末調整手続を電子化することにより、従業員等はこれまで書面で受領していた控除証明書等を電子データで取得し、それに基づいて年末調整関係書類を作成することができます。

また、勤務先（給与支払者）は、年末調整関係の各種申告書及び控除証明書等を従業員等から電子データで提供を受け、そのデータを取り込むことにより年調年税額等を計算することができます。



（出典：国税庁「年末調整手続の電子化及び年調ソフト等に関するFAQ（令和3年10月改訂版）」一部加工）

令和2年10月1日以降、年末調整関係書類は電子データで提供を受けられるようになっていきます。もちろん、電子データですべて提供を受けなければならないということではなく、従来どおり書面で提出を受けることもできますが、一方で、以下に記すように、完全な手続の電子化は難しくても一部を電子化することで年末調整業務の効率化を図ることは可能です。

(1) 電子化するための準備（勤務先）

年末調整を電子化するため、勤務先側で必要となる対応は次のとおりです。

① 使用するソフトウェアの選定と電子化後の事務手順の検討

国税庁から年末調整申告書作成用のソフトウェア*が無償で提供されていますが、民間のソフトウェア会社が提供するソフトウェアを利用することも可能です。

* 国税庁から提供されるソフトウェアは従業員等が勤務先に提供する年末調整申告書作成用のものであり、年末調整計算のすべてを行う給与システムではありません。

② 従業員等への周知

年末調整関係の各種申告書及び控除証明書等を電子データにより提供を受けることとするに当たって、**事前に従業員等から同意を得る必要はありません**。しかし、従業員等が保険会社等から控除証明書等をデータで交付を受けるための手続をしたり、マイナンバーカードを取得したりするための期間を考慮し、早目に通知します。

③ 給与システムの改修

提供を受けた電子データを給与システムに取り込んで年調年税額等を計算するため、給与システムの改修が必要となります。

④ 手続の電子化に必要な措置

手続の電子化に際して所轄税務署長による事前承認は不要です。ただし、従業員等から年末調整関係の各種申告書及び控除証明書等を電子データにより提供を受けるためには、次の2つの措置をとることが必要です。

(1) 従業員等から電子データの提供を受けるための方法[↑]を定めておくこと

- (ア) インターネット経由のメール等で送信*
- (イ) USBメモリ等に保存して提供*
- (ウ) 社内LAN等で勤務先と作成者である従業員等のみアクセスが可能な領域に年末調整申告書データを保存
- (エ) 社内LANにログインし、メール等で送信

* 提供データに電子署名を付す又はパスワードを設定すること。

(2) 次のいずれかの方法で、提供された電子データが本人から提出されたことを確認できるよう担保しておくこと

- (ア) 従業員等が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて勤務先に送信する（マイナンバーカードの利用等も可）。
- (イ) 従業員等が、勤務先から通知を受けたID及びパスワードを用いて、勤務先に申告書情報を送信する。

資料 1

令和 4 年分の年末調整等のための
給与所得控除後の給与等の金額の表

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
551,000	円未満	0	1,772,000	1,776,000	1,163,200	1,972,000	1,976,000	1,300,400
			1,776,000	1,780,000	1,165,600	1,976,000	1,980,000	1,303,200
			1,780,000	1,784,000	1,168,000	1,980,000	1,984,000	1,306,000
			1,784,000	1,788,000	1,170,400	1,984,000	1,988,000	1,308,800
			1,788,000	1,792,000	1,172,800	1,988,000	1,992,000	1,311,600
551,000	1,619,000	給与等の金額から 550,000円を 控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,175,200	1,992,000	1,996,000	1,314,400
			1,796,000	1,800,000	1,177,600	1,996,000	2,000,000	1,317,200
			1,800,000	1,804,000	1,180,000	2,000,000	2,004,000	1,320,000
			1,804,000	1,808,000	1,182,800	2,004,000	2,008,000	1,322,800
			1,808,000	1,812,000	1,185,600	2,008,000	2,012,000	1,325,600
1,619,000	1,620,000	1,069,000	1,812,000	1,816,000	1,188,400	2,012,000	2,016,000	1,328,400
1,620,000	1,622,000	1,070,000	1,816,000	1,820,000	1,191,200	2,016,000	2,020,000	1,331,200
1,622,000	1,624,000	1,072,000	1,820,000	1,824,000	1,194,000	2,020,000	2,024,000	1,334,000
1,624,000	1,628,000	1,074,000	1,824,000	1,828,000	1,196,800	2,024,000	2,028,000	1,336,800
1,628,000	1,632,000	1,076,800	1,828,000	1,832,000	1,199,600	2,028,000	2,032,000	1,339,600
1,632,000	1,636,000	1,079,200	1,832,000	1,836,000	1,202,400	2,032,000	2,036,000	1,342,400
1,636,000	1,640,000	1,081,600	1,836,000	1,840,000	1,205,200	2,036,000	2,040,000	1,345,200
1,640,000	1,644,000	1,084,000	1,840,000	1,844,000	1,208,000	2,040,000	2,044,000	1,348,000
1,644,000	1,648,000	1,086,400	1,844,000	1,848,000	1,210,800	2,044,000	2,048,000	1,350,800
1,648,000	1,652,000	1,088,800	1,848,000	1,852,000	1,213,600	2,048,000	2,052,000	1,353,600
1,652,000	1,656,000	1,091,200	1,852,000	1,856,000	1,216,400	2,052,000	2,056,000	1,356,400
1,656,000	1,660,000	1,093,600	1,856,000	1,860,000	1,219,200	2,056,000	2,060,000	1,359,200
1,660,000	1,664,000	1,096,000	1,860,000	1,864,000	1,222,000	2,060,000	2,064,000	1,362,000
1,664,000	1,668,000	1,098,400	1,864,000	1,868,000	1,224,800	2,064,000	2,068,000	1,364,800
1,668,000	1,672,000	1,100,800	1,868,000	1,872,000	1,227,600	2,068,000	2,072,000	1,367,600
1,672,000	1,676,000	1,103,200	1,872,000	1,876,000	1,230,400	2,072,000	2,076,000	1,370,400
1,676,000	1,680,000	1,105,600	1,876,000	1,880,000	1,233,200	2,076,000	2,080,000	1,373,200
1,680,000	1,684,000	1,108,000	1,880,000	1,884,000	1,236,000	2,080,000	2,084,000	1,376,000
1,684,000	1,688,000	1,110,400	1,884,000	1,888,000	1,238,800	2,084,000	2,088,000	1,378,800
1,688,000	1,692,000	1,112,800	1,888,000	1,892,000	1,241,600	2,088,000	2,092,000	1,381,600
1,692,000	1,696,000	1,115,200	1,892,000	1,896,000	1,244,400	2,092,000	2,096,000	1,384,400
1,696,000	1,700,000	1,117,600	1,896,000	1,900,000	1,247,200	2,096,000	2,100,000	1,387,200
1,700,000	1,704,000	1,120,000	1,900,000	1,904,000	1,250,000	2,100,000	2,104,000	1,390,000
1,704,000	1,708,000	1,122,400	1,904,000	1,908,000	1,252,800	2,104,000	2,108,000	1,392,800
1,708,000	1,712,000	1,124,800	1,908,000	1,912,000	1,255,600	2,108,000	2,112,000	1,395,600
1,712,000	1,716,000	1,127,200	1,912,000	1,916,000	1,258,400	2,112,000	2,116,000	1,398,400
1,716,000	1,720,000	1,129,600	1,916,000	1,920,000	1,261,200	2,116,000	2,120,000	1,401,200
1,720,000	1,724,000	1,132,000	1,920,000	1,924,000	1,264,000	2,120,000	2,124,000	1,404,000
1,724,000	1,728,000	1,134,400	1,924,000	1,928,000	1,266,800	2,124,000	2,128,000	1,406,800
1,728,000	1,732,000	1,136,800	1,928,000	1,932,000	1,269,600	2,128,000	2,132,000	1,409,600
1,732,000	1,736,000	1,139,200	1,932,000	1,936,000	1,272,400	2,132,000	2,136,000	1,412,400
1,736,000	1,740,000	1,141,600	1,936,000	1,940,000	1,275,200	2,136,000	2,140,000	1,415,200
1,740,000	1,744,000	1,144,000	1,940,000	1,944,000	1,278,000	2,140,000	2,144,000	1,418,000
1,744,000	1,748,000	1,146,400	1,944,000	1,948,000	1,280,800	2,144,000	2,148,000	1,420,800
1,748,000	1,752,000	1,148,800	1,948,000	1,952,000	1,283,600	2,148,000	2,152,000	1,423,600
1,752,000	1,756,000	1,151,200	1,952,000	1,956,000	1,286,400	2,152,000	2,156,000	1,426,400
1,756,000	1,760,000	1,153,600	1,956,000	1,960,000	1,289,200	2,156,000	2,160,000	1,429,200
1,760,000	1,764,000	1,156,000	1,960,000	1,964,000	1,292,000	2,160,000	2,164,000	1,432,000
1,764,000	1,768,000	1,158,400	1,964,000	1,968,000	1,294,800	2,164,000	2,168,000	1,434,800
1,768,000	1,772,000	1,160,800	1,968,000	1,972,000	1,297,600	2,168,000	2,172,000	1,437,600

資料 1

令和 4 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表